#### 令和8年度進学予定者の母子・父子・寡婦福祉資金予約貸付について

予約貸付申請を希望する場合は、青森県三戸福祉事務所まで直接連絡をして ください。

対象者:三戸郡及びおいらせ町の居住する母子・父子・寡婦の方

申請書受付最終期限:令和8年1月末

# 母子・父子福祉資金の貸付相談から償還まで

## 《目的》

香髓 经分别的

母子・父子福祉資金貸付制度は、経済的に不安定なひとり親家庭等の方々の自立や生活意欲の向上を援助するためのものです。

高校・大学等への修学や技能習得に掛かる経費等をお貸しし、**一定期間内で必ずお貸しし** た金額を返済していただく貸付制度です。

この資金を借り受けた皆様からの償還金が、他の母子家庭、父子家庭の皆様に貸し付ける財源となります。

#### 《貸付対象者》

母子家庭の母、母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父、父子家庭の父 が扶養する児童、父母のいない児童

母子家庭・・・配偶者のない女子が現に20歳未満の者を扶養している家庭父子家庭・・・配偶者のない男子が現に20歳未満の者を扶養している家庭

## 《貸付の要件》

- 1 本資金及び他制度の貸付金の償還、税金、公共料金等の支払を現に滞納している方については、原則として貸付対象外となります。
- 2 原則ほかの貸付制度との併用は出来ません。
- 3 既に支払った経費については、貸付対象外となります。
- 4 高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という。)による授業料等減免又は給付型奨学金の対象者(大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専門学校に進学又は在学中の方)は、入学又は修学に必要となる費用から新制度の支援額に相当する額を控除した額を限度として貸付を行います。
- 5 原則として連帯保証人(法的に借受人と同じ立場で返済義務がある)が必要です。

# 《連帯保証人の要件》

- 1 安定した収入を有し、かつ独立の生計を営んでいること(同居は不可)。
- 2 原則として県内に一年以上引続き居住し、福祉事務所への来所面接が可能であること。
- 3 原則として年齢満60歳以下の身体の健康な方であること。
- 4 母子・父子福祉資金の貸付制度をよく理解し、返済責任を負うことができること。



#### お問い合わせ先

青森県三戸福祉事務所

住所:八戸市尻内町鴨田7 県合同庁舎1階

電話:0178-27-5111 内線347・348

# 《貸付相談~償還までの流れ》

相談・・・必ず事前に電話連絡をし、相談日時等の予約をしてください。

お住まいの住所地を管轄する福祉事務所へ事前相談にお越しいただき、貸付条件等の説明を受けてください。

担当者が不在の時もありますので、来所前に電話連絡してください。

【相談窓口】青森県三戸福祉事務所 福祉調整課〈管轄地域:三戸郡・おいらせ町〉 (八戸市尻内町字鴨田7 0178-27-5111 内線 347・348)

申請・・・借主(母又は父)・連帯借主(お子さん)・連帯保証人のすべての方が貸付制度をよく理解し、償還計画を十分に検討したうえで、申請書に必要書類を添えて提出してください。

(予約貸付の場合は、受験する学校が決まってからの申請になります。)

調査・・・ 貸付を受けるための要件が満たされているか判断するため、借主・連帯借主・ 連帯保証人のすべての方と面接をします。

追加で別途書類の提出をお願いすることがあります。

審査・・・ 月1回の定例審査会において、貸付の妥当性について審査をします。

決定・・・審査会で承認を受けた方に決定通知書を送付します。指定期日までに、借用証書や添付書類(印鑑証明書等)を提出してください。

貸付・・・ 借用証書の提出後、予め定めた日に指定口座へ振り込みます。(指定口座は、 借主本人名義に限ります。)

[賞還・・・ 貸付期間が終了し、一定期間据置後(6か月~1年間)から償還開始となります。償還方法は、銀行等の窓口での直接納入又は口座振替のどちらかを選択することができます(償還開始時に確認をします。)。

納入期限に遅れた場合は年3.0%の違約金が発生するとともに、督促状が発行されます。

# 《留意事項》

- ◎申請書が提出されてから入金まで一定の日数(2~3 か月程度)がかかります。 余裕を持って来所し、ご相談ください。
- ◎借金への返済等、福祉資金の目的外利用や事実と異なる申請をしたことが明らかになった場合は、開始時点にさかのぼって貸付を停止し、一括返済していただきます。
- ◎貸付後、新制度の対象者が、新制度の還付金や過月分の給付等を受けた場合は、相当する額を6か月以内に償還していただきます。
  - \*寡婦の方にも同様の貸付制度がありますので、お問い合わせください。

# 母子・父子・寡婦福祉資金(就学支度・修学・修業資金)予約貸付の流れ

(申請書受付最終期限:令和8年1月末)

#### 〈受験する学校が決まってからの申請になります〉 申請書類

- 貸付申請書(個人番号が確認できる書類(個人番号カード等)を添付)
- 家計費申告書(源泉徴収票、直近2~3か月分の給与明細、納税通知書、年金額通知書、負債がある場合は 返済計画等添付)
- 経費申告書(経費の確認できるものを添付) 申請者の戸籍謄本(子の戸籍が別の場合は、子の戸籍及び住民票も添付) (4)
- ひとり親家庭であることを証明する書類(児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し等) 6
- 連帯保証人の源泉徴収票
- 600 連帯保証人の配偶者もしくは同居人からの同意書
- 口座振替申出書及び振込のための預金通帳のコピー

#### 請 書 受 理 申

<借主、連帯借主、連帯保証人と申請内容調査・面接>



承認〈貸付仮決定〉

仮決定通知書と一緒に借用証書(様式)を送付します。

(資金を2つ申込む場合は借用証書(様式)を2枚送ります。)

合 格 発 表

※就学支度資金を

申込まない方はこちら。

※就学支度資金を

申込んだ方はこちら。

#### 【就学支度資金借入時提出書類】

- ① 借用証書
- ② 借主の印鑑登録証明書
- ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書
- ④ 連帯保証人の戸籍謄本又は抄本
- ⑤ 合格通知書(写)

#### 《書類提出の時の注意》

- 合格通知書到着後すぐに①~⑤を提出。
  - 遅れると3月中に支払うことができなくなります!
- ⑤以外の書類は、仮決定通知書が届いたら事前に 準備しておいて下さい。(証明書等有効期限3か月)
- ・修学・修業資金も申込んでいる方は②~④を2部 ずつ準備することになります。

提出 <本決定> → <就学支度資金入金>

※修学・修業資金も申込んでいる方は下へ続きます。

#### 令和8年4月学校入学以降

【修学·修業資金借入時提出書類】

- ① 借用証書
- ② 借主の印鑑登録証明書
- ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書
- ④ 連帯保証人の戸籍謄本又は抄本
- ⑤ 在学証明書(原本)

→ <本決定> → <修学資金1回目入金>

本決定通知が送られてきます。大切に保管して下さい。

第一回目の入金:5月21日に4~6月分を指定口座へ。

以後、7月(7~9月分)、10月(10~12月分)、翌年1月(1~3月分) に3か月分ずつ入金となります。(21日前後)